

ID: 200

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	駐車場の使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町営住宅条例 第45条		
<b>例規番号</b>	平成9年条例第33号		
<b>【基準】</b>			
<p>第45条、第46条及び第48条の規定による。                  (使用許可)</p> <p>第45条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を得なければならない。                  (使用者の資格)</p> <p>第46条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 町営住宅の入居者又は同居者であること。                  (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。                  (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。                  (4) 第38条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。                  (使用者の決定)</p> <p>第48条 町長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、町長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日